

大阪大学コンベンションセンター規程

第1条 大阪大学に、大阪大学コンベンションセンター（以下「センター」という。）を置く。

第2条 センターは、本学における教育研究活動の促進に資するとともに、社会との連携、交流の推進に寄与することを目的とする。

第3条 センターに、次の施設を置く。

- (1) MO ホール
- (2) 研修室
- (3) 会議室（3室）
- (4) 事務室その他の共用施設

第4条 センターの運営に関する責任者は、本部事務機構の資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）とする。

第5条 センターは、次の用途に使用することができる。

- (1) 教育を目的とした講演会、公開講座等
- (2) 学術研究を目的とした講演会、研究会等
- (3) 本学の教育研究の進展に寄与すると認められるもの
- (4) 本学が主催する会議、行事等
- (5) その他資産管理責任者が適当と認めるもの

第6条 センターを使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学が主催し、又は共催し、若しくは後援する講演会、研究会等の参加者
- (3) その他資産管理責任者が適当と認める者

2 センターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 センターに関する事務は、財務部資産管理課で行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（抄）

1 この規程は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。